

## 新型コロナ予防接種室の設置について

### 【目的】

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下「新型コロナウイルスワクチン」という。）については、「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」（令和2年8月28日新型コロナウイルス感染症対策本部（国）決定）において、生命・健康を損なうリスクの軽減や医療への負荷の軽減、更には社会経済の安定につながることを期待されることから、国民への円滑な接種を実施するため、必要な体制の確保を図ることとされている。このような状況を踏まえ、国及び東京都等と連携を図りながら、実用化された際に迅速かつ適切にワクチン接種を開始できるよう、準備を予め進めつつ、ワクチン接種のために必要な体制について整備することを目的とする。

### 【組織体制】

福祉保健部に「新型コロナ予防接種室」を設置し、専任の職員を配置する。

#### 1 組織名称

福祉保健部新型コロナ予防接種室新型コロナ予防接種担当

#### 2 職員配置

室長：1名

主査：1名

室員：2名

※その他、状況に応じて各課からの兼務職員及び会計年度任用職員を配置

#### 3 所掌事務

新型コロナウイルスワクチン接種に関すること

#### 4 執務室

市役所 501 会議室

#### 5 その他

新型コロナ予防接種室は、令和3年1月8日に設置する。